

申告期間
3/17(月)まで

市県民税のしくみが変わりました!

所得税から 住宅ローン控除を 引ききれなかった場合は申告を

平成19年分以降の所得税額が減少し、住宅借入金等特別控除額が控除しきれない場合には、市県民税の減額措置を受けることができます。

対象者

平成11年から平成18年の間に現在お住まいの住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で…

◆**給与所得者(年末調整済みの人)**
平成19年分給与所得の源泉徴収票の源泉徴収税額が0円で、住宅借入金等特別控除可能額が住宅借入金等特別控除の額より多い場合。(図1)

◆確定申告をする人

平成19年分確定申告において、住宅借入金等特別控除を受けた結果、納める所得税がなくなり(差引所得税額が0円)、さらに引ききれない控除額がある場合、

控除の受け方

控除を受けるには申告書の提出が必要です。申告書は市ホームページ(サイト内検索)「住宅ローン控除」もしくは各総合支所税務会計係窓口を設置してありますので、記入例を参考に作成してください。確定申告する場合は、確定申告書と一緒に税務署または申告相談会場で手続きしてください。

源泉徴収票に注目!

「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除の額」よりも大きい場合(A>B)

この額が「0円」

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	氏名(フリガナ)	氏名(英字)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
給料・賞与	0	
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無	控除対象配偶者の有無
控除の額	70,000	
源泉徴収税額	0	
住宅借入金等特別控除可能額	130,000	
住宅借入金等特別控除の額	70,000	
控除可能額と控除額の差	60,000	

図1: 給与所得の源泉徴収票

その他の変更点

地震保険料を支払った場合

これまでの損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されます。

しかし、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

▼地震保険料を支払った場合の控除

控除額は、保険料の支払金額から次の式により計算した額になります。

- ・5万円以下:支払保険料×1/2
- ・5万円超…:2万5,000円

▼旧長期損害保険にかかわる経過措置

平成18年12月31日までに締結し、平成19年以降に契約の内容を変更していない長期損害保険契約等の保険料を支払った場合は、経過措置としてこれまでの長期損害保険料控除額を地震保険料控除額に含めることができます。ただし、上記「地震保険料を支

払った場合の控除」との合計の限度額は2万5,000円です。保険料の支払金額から次の式により計算した額を控除額とします。

- ・5,000円以下:支払保険料
- ・5,001円~1万5,000円:支払保険料×1/2+2,500円
- ・1万5,001円以上:1万円

老年人の非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置の廃止

昭和15年1月2日以前生まれの人で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、税負担が軽減されていましたが、平成20年度からは、全額課税となります。(表1)

市民税課

TEL 72・3111
FAX 72・8340

(表1: 老年人控除)

	均等割額	所得割額
平成18年度	1,300円	3分の1課税
平成19年度	2,600円	3分の2課税
平成20年度	4,500円(注1)	全額課税

(注1) 平成20年度から長野県森林づくり県民税(500円)が導入されます。

(表2: 均等割額)

	市民税	県民税	市県民税(合計)
導入前	3,000円	1,000円	4,000円
平成20年度から	3,000円	1,500円	4,500円

平成20年度から「長野県森林づくり県民税」が導入されます

平成20年度から個人県民税の均等割に長野県森林づくり県民税として500円が超過(上乘せ)課税されます。

これにより、これまで4,000円だった市県民税の均等割額が4,500円となります。(表2)

松本地方事務所林務課

TEL 40・1926

税に関する標語などコンクール表彰

税の大切さを知ってもらおうと市租税教育推進協議会は税に関する標語などのコンクールを実施しました。今回は市内の中学生・高校生2,016人から応募がありました。主な賞の受賞者は次の皆さんです。

- 【標語の部】 関東信越国税局長賞 丸山 三貴也さん (穂高西中3年)
- 【作文の部】 松本税務署長賞 西川 加織さん (穂高商業高1年)
- 【標語書道の部】 松本税務署長賞(銀賞) 伊東 甲斐さん (明科高3年)



穂高商業高校の受賞者の皆さん